

平成十八年六月二十日受領
答弁第三二四号

内閣衆質一六四第三二四号

平成十八年六月二十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出日韓併合に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出日韓併合に関する質問に対する答弁書

一について

韓国併合ニ関スル条約（明治四十三年条約第四号）は、国際法上有効に締結されたと認識している。いづれにせよ、同条約は、日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約（昭和四十年条約第二十五号）第二条において、もはや無効であることが確認されている。

二について

韓国併合ニ関スル条約は、大韓民国が独立した時に失効し、その他の千九百十年八月二十二日以前に大日本帝国と大韓帝国との間で締結された条約及び協定は、各条約及び協定に規定する条件の成就等により、又は韓国併合ニ関スル条約の発効（千九百十年八月二十九日）に伴い失効したと解している。